

白河市女性に寄り添うライフ・ワークサポート事業支援業務委託
プロポーザル実施要領

1. 業務目的

この要領は、「白河市女性に寄り添うライフ・ワークサポート事業支援業務委託」の受託者を選定するプロポーザルの実施に関して、必要な事項を定める。

2. 業務委託の概要

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 白河市女性に寄り添うライフ・ワークサポート事業支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 仕様書（別紙1）のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| (4) 提案限度額 | 10,194,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 福島県内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている者であること。
- (5) 平成31年4月以降、行政からの受託または自主事業により、女性に特化した就労支援の実績があること。

4. 参加意向表明書の提出

本案件に参加を希望する者は、参加意向表明書（様式1）を次のとおり提出すること。
なお、現場説明会は実施しない。

- (1) 提出期限 令和6年4月1日（月）午後5時15分まで
- (2) 提出方法 持参、郵送（必着）、FAX又は電子メールによる。
- (3) 提出先 白河市 市長公室 地域拠点整備室
〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1
TEL 0248-22-1111（内線2337）／FAX 0248-27-2577
E-Mail k-chiiki@city.shirakawa.fukushima.jp

5. 質疑受付及び回答

本案件に参加意向表明を行った者で、本実施要領及び仕様書等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式2）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月1日（月）午後5時15分まで
- (2) 提出方法 持参、郵送（必着）、FAX又は電子メールによる。
- (3) 提出先 白河市 市長公室 地域拠点整備室
- (4) 回答方法 提出された質問は、提案者全員に電子メールで一括回答する。
※回答期限：令和6年4月8日（月）

6. 企画提案書等の提出

本案件に参加意向表明を行った者は、仕様書（別紙1）に基づく企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年4月18日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出書類 企画提案書等提出書類一覧（別紙2）のとおり
- (3) 提出部数 各7部（正本1部、写し6部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）による。
- (5) 提出先 白河市 市長公室 地域拠点整備室

7. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。実施概要は以下のとおり。

	留意事項
日時及び場所	令和6年4月25日（木）予定 ※正式な日時、場所等については、別途通知する。
時間	40分以内
内容	①提出した企画提案書について内容説明（30分以内） ※追加資料等の持ち込みは禁止する。 ②提出書類の内容に関する質疑応答（約10分）
出席者	3名以内 (本業務に携わる管理責任者及び担当者を含むこと。)
使用機器等	PC、プロジェクター等を使用する場合は、事前に事務局へ報告すること。なお、プロジェクター、スクリーン及び電源は市で準備する。
その他	プレゼンテーションに欠席又は遅刻した者は、辞退したものとみなす。

8. 審査方法

- (1) 白河市女性に寄り添うライフ・ワークサポート事業支援業務委託に係る選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、企画提案書の評価及び候補者の決定のため、選考委員5名がそれぞれ審査基準（別紙3）に基づき審査を行う。
- (2) 審査の結果、評価点の合計が最も高い提案者を契約予定者として決定する。ただし、点数の同じ者が複数ある場合は、選考委員会の協議により決定する。なお、選考委員による平均評価点が60点以上であることを最低基準とする。
- (3) 令和6年4月下旬頃、参加者全てに文書にて結果を通知する。ただし、審査結果の異議申し立ては受け付けない。
- (4) 審査の結果は、白河市ホームページに公表する。なお、公表する内容は、契約予定者の名称、参加者の評価点及び順位とする。
- (5) 契約予定者である提案者が何らかの事由により契約締結をできない場合には、その次に評価点の合計が高い提案者を契約予定者とする。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても評価を行い、評価の結果において最低基準点を満たすときは当該提案者を契約予定者として決定する。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には提案者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) その他、選考委員会が不適格と判断せざるを得ない事由が発生した場合

10. 参加の辞退について

プレゼンテーション・ヒアリング審査実施までの間に、提案者の都合により辞退する場合には、持参又は郵送により、辞退届（様式3）を提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退による不利益は生じない。

11. 契約の締結

契約予定者から提示された見積金額及び企画提案の内容を基本とし、市と協議の上、随意契約を行う。

12. 支払い

契約書に基づき、委託業務完了の確認後、検査を経て支払うこととする。

1 3. 留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 白河市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類に記載された個人情報、本案件に関する事務に限り使用する。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、提出書類を公開する場合がある。

1 4. 事務局

本案件に関する問い合わせ先及び書類の提出先は次のとおり。

白河市 市長公室 地域拠点整備室

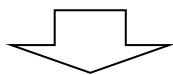
〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

TEL 0248-22-1111 (内線 2337) / FAX 0248-27-2577

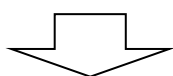
E-Mail k-chiiki@city.shirakawa.fukushima.jp

女性に寄り添うライフ・ワークサポート事業支援業務委託業者選定フロー
(公募によるプロポーザル方式)

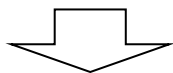
市ホームページへの掲載により業務委託の公募を開始
令和6年3月25日(月)



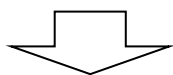
参加意向表明書の提出
期限：令和6年4月1日(月)



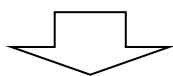
質疑の受付
期限：令和6年4月1日(月)
質問回答日：令和6年4月8日(月)



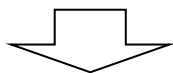
企画提案書等の提出
期限：令和6年4月18日(木)



プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施
令和6年4月25日(木) 予定
正式な日時・場所は別途通知する。



選考委員会により契約予定者を選定
令和6年4月下旬予定



契約予定者と契約締結
令和6年5月上旬予定